

# 専修学校の学校評価の見直しについて

令和7年3月

# 1. 評価項目等について①

## 【現状】

ガイドラインでは、自己評価の評価項目、指標例として、①教育理念・目的・人材育成像、②学校運営、③財務、④法令等の遵守、⑤学生の受入れ募集、⑥教育活動、⑦学修成果、⑧学生支援、⑨教育環境、⑩社会貢献・地域貢献、⑪国際交流が示されている。

また、第三者評価は、自己評価や学校関係者評価の実施状況も踏まえ、教育活動その他の学校運営の状況について、第三者が設定する評価基準に基づき、専門的・客観的視点から評価し、その結果を踏まえて、学校の優れた取組や今後の学校運営の課題や改善の方向性等を提示することを目的としている。

### 新ガイドラインの評価項目案

- ①教育理念・教育目的・教育目標
- ②教育課程、教育の実施、学修成果
- ③学生の受入れ・学生支援
- ④教育実施組織・教員
- ⑤教育環境
- ⑥教育活動の基盤と改善・向上の取組



学校の運営や財務に関する部分は、既存の制度でも確認する制度となっている。

～学校法人の例～

- ・学校法人の監事による業務、財産、業務執行の状況についての監査（不正行為等については、所轄庁に報告）
- ・評議員会に対する決算及び事業の実績の報告
- ・監査報告書や財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書等の公表



評価的活動の重複を避けるためにも、第三者評価で重点的に確認する項目としては、自己点検評価の項目のうち教育内容に関することを中心に評価しつつ、既に指定養成ルール等で点検されている場合は、メリハリを付けるなど、学校の判断で必要な項目や指標を追加、削除等を行って評価する。

# 1. 評価基準等について②

## 【指定養成施設による取組例】

### 事例1 自動車養成施設の例

国土交通省において定めている自動車整備士技能検定規則の細則において、①規則又は学則の遵守事項、②教育を行う者の資格及び教育科目の担当状況、③教育科目、時間数、教育内容等の状況、④教室、実習場、実習用機械設備、実習用教材等の状況、⑤所定の課程の修了可否の判定状況等について立入調査するよう求めている。

立入調査については、地方運輸局が立入指導の実施計画や報告等を取りまとめ、国土交通省へ報告する義務がある。

自動車整備士技能検定規則の細則（抄）

4 自動車整備士養成施設の指導について

4.1 指導方針について

立入調査により、指定及び届出に係る事項のうち次の各号に重点をおいて調査し、適切な指導を行うこと。

### 事例2 東京都の医療関係養成所の例

東京都において定めている東京都医療関係職種養成所等指導調査実施要項において、保健師、助産師、看護師等の養成施設に対する指導調査（集団指導、実地指導）を実施している。実地指導では、①教員に関する事項、②授業に関する事項、③学生又は生徒に関する事項、④学則等の内容に関する事項、⑤施設等に関する事項、⑥関係法令等に定める申請、届出及び報告など諸手続に関する事項、⑦財務に関する事項等について確認している。

実地指導は、原則として課長代理級以上の職にある者を長とする職員2名以上で編成して実施している。

### 事例3 理学療法士及び作業療法士の養成施設の例

厚生労働省において定めている理学療法士作業療法士養成施設指導ガイドラインにおいて、教員資格及び教育内容等に関して、5年以内ごとに第三者による評価について努力義務を課している。

確認項目は、①教員に関する事項、②生徒に関する事項、③授業に関する事項、④教室や実習室等に関する事項、⑤教育上必要な機械器具等に関する事項、⑥実習施設に関する事項等がある。

第三者の詳細については、ガイドラインには記載はないが、ガイドラインのQ&Aにおいて、一般社団法人リハビリテーション教育評価機構の評価を受けることとしている。

理学療法士作業療法士養成施設指導ガイドライン（抄）

2 一般的事項

(8) 養成施設は、教員資格及び教育内容等に関して、5年以内ごとに第三者による評価を受け、その結果を公表するよう努めること。

## 2. 第三者評価の評価の実施について

### 【現状・論点】

第三者評価の実施主体の設定にあたっては、以下の点に留意が必要。

- ・専門学校は、大学等と比べて規模の小さい学校が多く、評価に関する作業量は相対的には少ないが、職員の数も少ないため、評価に関する業務や評価機関等に支払う費用による負担増が課題（現在、第三者評価を実施している学校は約9%）
- ・第三者評価を実施できる組織・団体も少ない（把握しているだけで3機関）
  - （参考）把握できている専修学校に対する専門の評価団体
    - ・職業教育評価機構
    - ・専門職高等教育質保証機構
    - ・JAMOTE認証サービス株式会社



・第三者評価を実施するためには、評価の安定的な質の確保の観点から、**評価を実施する者の専門性・中立性に関する要件（別添（次頁））**を満たしたものが実施するよう、ガイドラインで示す。

なお、評価者の実施者選定は、第三者評価の質や信頼性を確保するために最も重要な要素であり、当該者が当該学校の第三者評価を実施するにふさわしい者であることの説明責任は学校が負うことになる。

・第三者評価の実施にあたっては、実際の評価作業だけでなく、評価の段取りや評価実施者と学校との調整、評価結果に対して学校に不服がある場合の対応など、評価の実施に付随する様々な業務が生じることから、安定的でかつ質の高い第三者評価とするためにも、**評価の企画・実施に関しては、学校から中立的で、かつ、第三者評価に関する専門的な知見や実施経験を有する組織・団体等に依頼することが望ましい。**

※第三者評価の実施を推進していくため、文部科学省として、評価組織の立ち上げや評価者育成のための支援、評価ガイドラインの普及・啓発の支援、学校の教職員向け研修等の支援を行う予定。

## (別添) 第三者評価実施者に求められる要件

	評価実施者の要件
要件	<p>以下の要件を満たす者により複数名（原則として3名以上）で構成</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・専門的な評価が可能な者<ul style="list-style-type: none"><li>①当該学校・学科の分野に精通している者</li><li>②専修学校に識見を有する者</li><li>③大学等の評価経験者 等</li></ul></li><li>・当該学校に専任又は兼任として在籍（予定含む。）していない、又は過去3年以内に在籍していない者</li><li>・当該学校を設置する法人に役職員（当該法人が設置する他の学校の教職員を含む。）として在籍（予定含む。）していない、又は過去3年以内に在籍していない者</li><li>・当該学校の教育又は経営に関する重要事項を審議する組織に参画（予定含む。）していない又は過去3年以内に参画していない者</li></ul>
留意事項	<ul style="list-style-type: none"><li>・評価実施者がそれぞれ独立して評価するのではなく、組織だって評価すること</li></ul>

### 3. 第三者評価を求める対象について

第三者評価は努力義務だが、評価の実施を求めるべき制度としては、

- ・大学等と同水準の質の保証が求められる場合
- ・特別な教育課程や取組に対して認定を行っており、その認定要件に関するフォローアップが求められている場合又は学校関係者評価がすでに義務付けられている場合

等が想定される。

上記を踏まえ、評価実施者の確保等の問題もあるため、対象となる学校の数も考慮しつつ、まずは、**大学院入学資格（高度専門士）が付与される専門課程及び専攻科、外国人留学生キャリア形成促進プログラム認定校から第三者評価を実施**する。

また、**職業実践専門課程の認定校については、令和13年度からの実施を想定しつつ、令和8年度から令和12年度の実施状況を見て判断**する。

（参考）

- ・高度専門士 認定校：342校、502学科（令和6年3月時点）
- ・外国人留学生キャリア形成促進プログラム 認定校：188校、475学科（令和6年月時点）
- ・職業実践専門課程 認定校：1,110校、3,199学科（令和6年3月時点）

#### 【認定制度と評価の関係（令和8年度以降）】

認定制度	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
大学院入学資格（高度専門士の資格）の付与（専門課程、専攻科）	第三者評価（※）					第三者評価				
外国人留学生キャリア形成促進プログラム	第三者評価（※）					第三者評価				
職業実践専門課程	第三者評価又は学校関係者評価					第三者評価（P）				

※ 評価組織や評価者の数、地域の偏在等を踏まえると、期間内に実施できない場合も想定されるため、その場合は認定の取り消しは行わず、速やかに実施を求めることとする。

## 背景

- ユネスコは、1970年代以降、学修経験の承認を他の国においても衡平・公正に取り扱うことの重要性を認識し、高等教育の資格(入学資格、単位、学位を含む)の承認等を促進させることを目的に、6つの「地域規約」を採択（いずれも発効済）。
- グローバル化の更なる進展等を受け、地域規約と協調して相乗効果を発揮する目的で、2019年第40回ユネスコ総会にて「高等教育の資格の承認に関する世界規約」を採択し、2023年3月に発効。

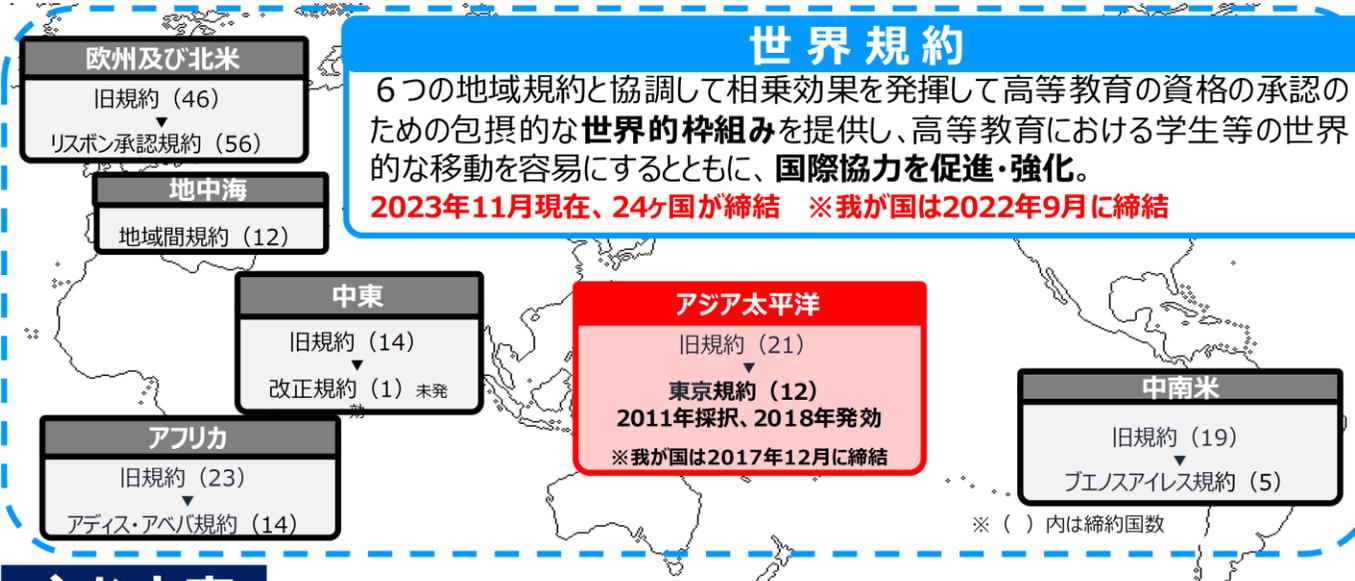
## 締約国（2023年11月現在）

※ユネスコの地域グループによる分類

西欧及び北米	ノルウェー、フランス、英国、スウェーデン、アイスランド、アンドラ、フィンランド
東欧	エストニア、ルーマニア、クロアチア、リトアニア、アルメニア、スロバキア
中南米	ニカラグア、キューバ、ウルグアイ
アジア太平洋	日本、オーストラリア
アフリカ	コートジボワール、カーボベルデ
アラブ	チュニジア、イエメン
その他	パチカン、パレスチナ(※我が国は、国家として承認していない。)

## 世界規約

6つの地域規約と協調して相乗効果を発揮して高等教育の資格の承認のための包摂的な世界的枠組みを提供し、高等教育における学生等の世界的な移動を容易にするとともに、国際協力を促進・強化。  
**2023年11月現在、24ヶ国が締結 ※我が国は2022年9月に締結**



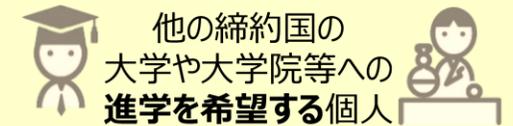
## 主な内容

- ◆ 締約国における資格の承認は、透明性のある、公正な、時宜を得た及び無差別なものであるべきである。(第3条)
  - ◆ 締約国は、資格等の内容に実質的な相違がない限り、他の締約国が付与した入学資格や学位等の資格（オンライン学習等を通じて取得された資格を含む）を承認し、又は評定する。また、単位などの部分的な修学及び従前の学習を承認し、又は評定することができる。(第4条～第6条)
  - ◆ 各締約国は、公式の「国内情報センター(注)」を設立し、及び維持し、自国の高等教育制度等に関する情報へのアクセスを提供する。(第8条)
- (注) 日本国内においては、(独) 大学改革支援・学位授与機構に設置されている「高等教育資格承認情報センター」が担当

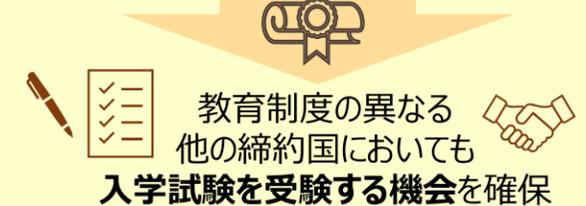
## 締結の意義

### 【個人(学生等)のメリット】

#### 高等教育を受ける機会



#### 資格の承認



### 【我が国のメリット】

- ◆ 世界の各地域から我が国への外国人留学生の受入れに寄与。
- ◆ 世界の各地域への日本人学生の海外留学の送り出しに寄与。
- ◆ 高等教育の国際化に対する我が国の積極的な姿勢を内外に示すことができる。

# 東京規約（高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約）

## 概要

- ◆ 前身の1983年規約は、職業資格を含む等の問題点があったため、我が国が主導して新たな規約案を審議。
- ◆ 締約国間で高等教育の資格の相互承認等を行うことにより、学生及び学者の移動を容易にし、アジア太平洋地域における高等教育の質を改善する目的で、2011年11月にユネスコの下、東京において本規約を採択。
- ◆ 我が国は2017年12月に締結し、本規約は2018年2月に発効。
- ◆ 2021年10月14日・15日に第3回東京規約締約国会議をオンラインにて日本主催で開催。
- ◆ 締約国会議は第4回（2022年11月、オンライン）、第5回（2023年11月、バンコク）を開催済。

## 締約国(R5.1月現在)

- 11+1ヶ国  
(豪州、中国、NZ、日本、韓国、モンゴル、トルコ、フィジー、ロシア、アフガニスタン、アルメニア、バチカン市国※)

## 東京規約における高等教育機関の範囲

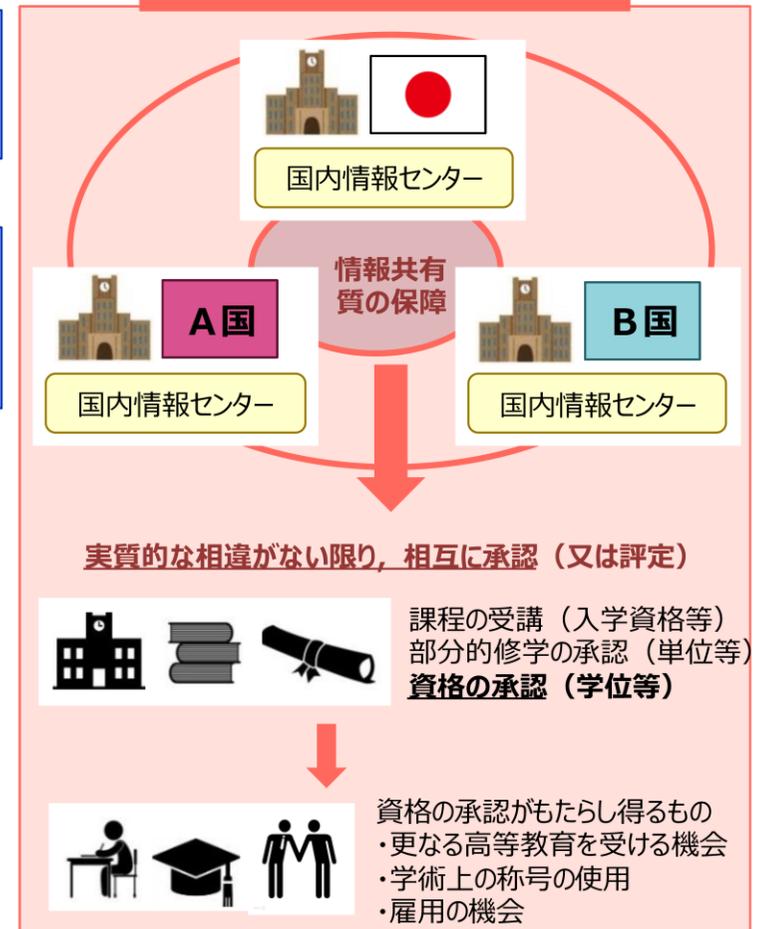
- 大学（含 専門職大学）
- 短期大学（含 専門職短期大学）
- 専門学校（農業大学校を除く）
- 大学院（含 専門職大学院）
- 高等専門学校
- 省庁大学校※

※ 国立看護大学校、職業能力開発総合大学校、水産大学校

## 主な内容

- 締約国は、資格の評定・承認の手續及び基準が公正かつ差別的でないものであることを確保する。（第3章）
- 締約国は、資格の内容に実質的な相違がない限り、下記①～③について、他の締約国が付与した高等教育の資格（含：オンライン学習等による資格）を承認又は評定する。
  - ① 高等教育課程を受講するための要件（入学資格等）（第4章）
  - ② 部分的な修学（単位等）（第5章）
  - ③ 高等教育の資格（学位等）（第6章）
- 各国は国内情報センターを設立して情報を交換するとともに、自国の高等教育制度に属する各種の高等教育機関の概要等についての情報を提供する（第8章）

## 資格の相互承認の仕組み



レベル	教育資格	
8	博士	
7	修士	
	修士（専門職）	
	教職修士（専門職）	
	法務博士（専門職）	
	学士（医学、歯学、薬学（臨床目的）、獣医学）	
6	学士 ー 以下の認定専攻科における単位修得に基づき NIAD-QE が授与するものを含む (*1) ・ 短期大学 ・ 高等専門学校	
	学士（専門職）	高度専門士 (*2)
5	短期大学士	準学士
	短期大学士（専門職）	専門士
	専攻科2年制以上修了証書 ・ 高等学校 ・ 中等教育学校後期課程 ・ 特別支援学校高等部	
4	専修学校専門課程1年制修了証書 専攻科1年制修了証書 ・ 高等学校 ・ 中等教育学校後期課程 ・ 特別支援学校高等部	
3	卒業証書 ・ 高等学校 ・ 中等教育学校 ・ 特別支援学校高等部 ・ 専修学校高等課程	
	高等専門学校3年次修了証書	
	高等学校卒業程度認定試験合格証書	
2	卒業証書 ・ 中学校 ・ 義務教育学校 ・ 特別支援学校中学部	
	中学校卒業程度認定試験合格証書	
1	卒業証書 ・ 小学校 ・ 特別支援学校小学部	

(\*1) NIAD-QE の行う審査に合格した者のみ学士を得られる

(\*2) 文部科学大臣認定を受けた課程の修了者は大学院入学資格が得られる

(\*3) 大学、専門職大学、短期大学、専門職短期大学、高等専門学校には認証評価の受審義務がある

# 学校教育法の改正を受けた主な制度改革事項（称号関係）

※今後、学校教育法施行令、学校教育法施行規則、専修学校設置基準等を改正予定。  
※施行は令和8年4月1日。

## 1. 専門士の称号について

### 改正内容

- 専修学校の**特定専門課程**を修了した者は、**専門士**と称することができる。（学校教育法第131条の2）

#### 特定専門課程

- 以下の基準を満たす専門課程（学教法施行規則）
  - 一 修業年限が2年以上であること。
  - 二 課程の修了に必要な総単位数が62単位以上であること。

- **特定専門課程を置く専修学校は、学則中に、当該専門課程を修了した者は専門士と称することができる旨を記載しなければならない。**（学校教育法施行規則）

(補足)

- 改正法令を踏まえ、2年制以上の全ての専門課程の昼間学科及び基準を満たす夜間等学科は特定専門課程となることに伴い、専門士に係る文部科学大臣認定制度は廃止予定。

## 2. 高度専門士の称号について

### 改正内容

- **修了者に大学院入学資格が付与される4年制以上の専門課程又は適格専攻科**（当該専攻科を置く専修学校の特定専門課程との教育の連続性を有する教育課程を編成していることその他の文部科学大臣が定める基準を満たす専攻科）**を修了した者は、高度専門士**と称することができる。（学校教育法施行規則）

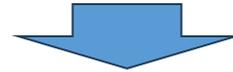
(補足)

- 改正法令を踏まえ、大学院入学資格付与課程と高度専門士課程が同一のものとなることに伴い、高度専門士に係る文部科学大臣認定制度は廃止予定。
- 適格専攻科の基準としては、専門課程と専攻科をあわせた修業年限が通算4年以上となること、専門課程と専攻科の修了に必要な総単位数が通算124単位以上であること、専攻科が専門課程と同等の設置基準を満たしていること等とする予定。また、教育の連続性については、国家資格に係る法令等に基づき、専門課程と専攻科の教育課程が体系的に編成されていることが客観的に確認できるものについて認める方針。

## 4. 第三者評価の評価期間について

### 【現状】

- ・現在のガイドラインでは、自己評価は少なくとも毎年度に1回は実施することとされているが、第三者評価についての期間には言及がない  
→大学、短期大学、高等専門学校は、7年以内に1回の認証評価を受けることが義務付けられている  
また、専門職大学については、分野別評価が上乘せされており、当該評価は5年以内に1回の評価を受けることが義務付けられている



- ・**第三者評価を行う期間については、実践的な職業教育を行うためには社会のニーズを適宜反映することが必要であり、期間は短めに設定した方がいいこと、また、専門学校はほとんどが4年以内の教育課程であることから、5年以内に少なくとも1回実施する。**
- ・第三者評価の開始は、既に認定を受けている又は令和8年度から新規に認定を受けた学校は、**学校教育法の改正の施行である令和8年4月1日からカウントして5年以内、令和9年度以降に認定を受けた学校は、対象となる課程の認定等がなされたときからカウントして5年以内に1度実施**する。
- ・認定を受けていない学校についても、5年に1度は第三者評価を行うことが望ましいこととする。

### 【評価期間イメージ】

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	
対象課程がある学校		5年以内に第三者評価を受審									
対象課程がR10に新たに認定された学校					5年以内に第三者評価を受審						

(参考) 学校教育法施行令(昭和28年制令第340号) (抄)

(認証評価の期間)

第四十条 法第百九条第二項(法第百二十三条において準用する場合を含む。)の政令で定める期間は七年以内、法第百九条第三項の政令で定める期間は五年以内とする。

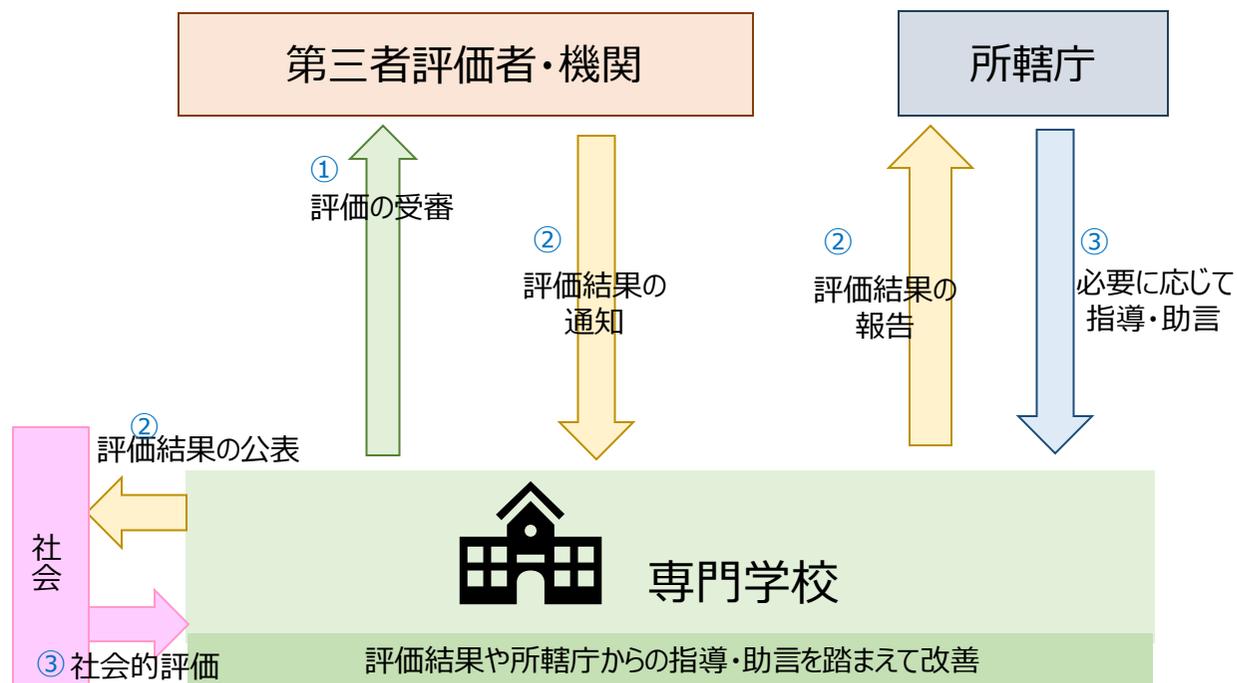
## 5. 第三者評価による評価結果の取り扱いについて

- 大学等における認証評価では、評価機関が認証評価結果を社会へ公表するとともに、文部科学大臣に対して報告し、文部科学大臣は不適合となった大学等があれば当該大学等に対して、報告や資料の要求を求め、法令違反等の場合は、段階的対応（勧告・変更命令・廃止命令）を行い、大学等が評価結果を踏まえて自ら改善を図る仕組みとしている。



- 専門学校においては、第三者評価の結果を**学校のHPに掲載するなど社会へ公表するとともに、所轄庁へ報告するスキーム**とする。

### 【第三者評価結果の取り扱いのイメージ】



※文部科学省への報告は、各認定制度ごとにフォローアップ又は認定要件で報告を求めるようなスキームの整備を検討